

東播都市計画道路（3・4・534 西明石駅南線）の変更に係る意見書の要旨及び市の考え方

番号	意見書の要旨	市の考え方
1	<p>・ 駅南側における都市計画道路ネットワークの内容の説明がない。本計画案の次に、どのようなネットワークを目指すのか、理由書の中に記載すべきである。</p> <p>・ 本計画案では、車道側に自転車通行帯が設けられているが、現状では歩道の幅員が充分にある場合には、自転車は歩道を走行している。</p> <p>また、JR西明石駅への送迎による停車車両が想定され、傍を自転車が走行するのは危険である。</p> <p>自転車通行帯は、歩道側に幅 1.5mで設け、歩道幅を 3.0mに狭めるべきである。</p>	<p>・ 本計画案は、新たな改札設置に伴い駅へのアクセスを向上させるものです。現時点では、次の都市計画道路は予定しておりませんが、当該道路に接続する明石市道（藤江 14 号線）を別途事業により全路線同じ幅員で拡幅整備することにより、道路ネットワークを強化する予定です。</p> <p>・ 自転車は道路交通法上、「軽車両」であり、歩道ではなく車道の左端部を通行することが原則となっています。例外的に「普通自転車歩道通行可」の標識のある区間や自転車道、路側帯（歩行者専用除く）では自転車の通行が認められていますが、本計画案では車道側に自転車通行帯を設ける原則に則ったものとしております。</p> <p>また、自転車が車道を通行することが危険と考えられる場合、具体的には、運転者が児童及び幼児（13 歳未満）の場合、70 歳以上の高齢者の場合、一定程度の身体の障害を有する場合、車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合には、歩道を通行することができます。</p> <p>なお、本市では自転車と歩行者との事故の抑制を目的として、平成 29 年 3 月に「明石市自転車利用環境向上計画」を策定し、自動車の走行速度や交通量などを総合的に勘案して自転車の利用環境の改善に取り組んでおり、本計画案も同計画に沿ったものとしております。</p>
2	<p>・ 都市計画道路の整備について反対ではないが、計画対象地主への説明を十分にすべきである。</p> <p>自身の住居の一部が計画案にかかっているようであるが、計画平面図では建屋ギリギリまでの計画線になっている。</p> <p>門扉設置部分として、建屋から同境界までの距離を最低 1.5mは確保してほしい。</p>	<p>・ 今回の都市計画変更が決定されましたら、引き続き、事業実施に向けて、まずは地域の皆様及び地権者の方に説明を行う予定です。</p> <p>その後、現地測量や物件調査などを実施し、道路計画線の確認や土地の買収、建物の補償などについて、個別に説明を行います。地権者の方の意向については、その説明の際にお聞きし、市として何が出来るか検討する予定です。</p>